

林業信用保証における将来性評価の導入に向けた検討状況

1 検討の経緯

農林漁業信用基金の第4期中期計画において、「最終年度までに、林業者等の将来性を評価した債務保証に関するマニュアルを整備し、本格導入する」と位置づけられており、その実現に向けて、今年度は将来性評価の導入に当たった基本コンセプトを整理するとともに、林業・木材産業の特質に応じた非財務情報項目の抽出等について検討を進めているところ。

2 基本コンセプトの明確化

林業信用保証における将来性評価の導入については、

- ① 我が国林業の成長産業化に向け、意欲と能力のある事業者の育成に資するもの
- ② 未来投資戦略に掲げられている「金融機関による事業性評価に基づく融資の促進」に沿ったもの

であることが望ましいことを踏まえ、財務諸表中心の審査では必ずしも評価されない林業者等の将来性を評価する観点から検討。

今年度は、この将来性評価の基本コンセプトを明確にするため、これまで、創業まもない林業事業者や事業性評価を実施している金融機関等の情報収集を行いつつ、次のような林業者等を保証引受の対象とする方向で検討（別紙1）。

- (1) 財務諸表が揃わないこと等から、それによる審査はできないものの、他の資料等により金融支援を行うことが相応しいと認められる林業者等

林業事業者の従業員として現場経験を積んだ上で独立しようとする者や、林業以外の事業を行っている者で新たに林業に参入しようとする者など、当該事業に係る財務諸表は無いものの、

- ・ 経営者が明確な理念やビジョンを有していること
 - ・ 取り組もうとする林業等に必要な技術や知見を有していること
- など、意欲や技術等からみて支援するに相応しいと判断できる者

- (2) 財務諸表中心の既往の審査では低位な評価となるものの、他の資料等により保証料率を軽減することが相応しいと認められる林業者等
- 既往の審査基準では、低位に評価されているものの、
- ・ 事業の効率化に取り組んでおり、近い将来その効果が表れると見込まれること
 - ・ 安定した仕入れ先や販売先を確保し、近い将来の財務状況の改善が見込まれること
- など、事業改善や取引状況等からみて保証料率を軽減することが相応しいと判断できる者

3 当面の予定（別紙2）

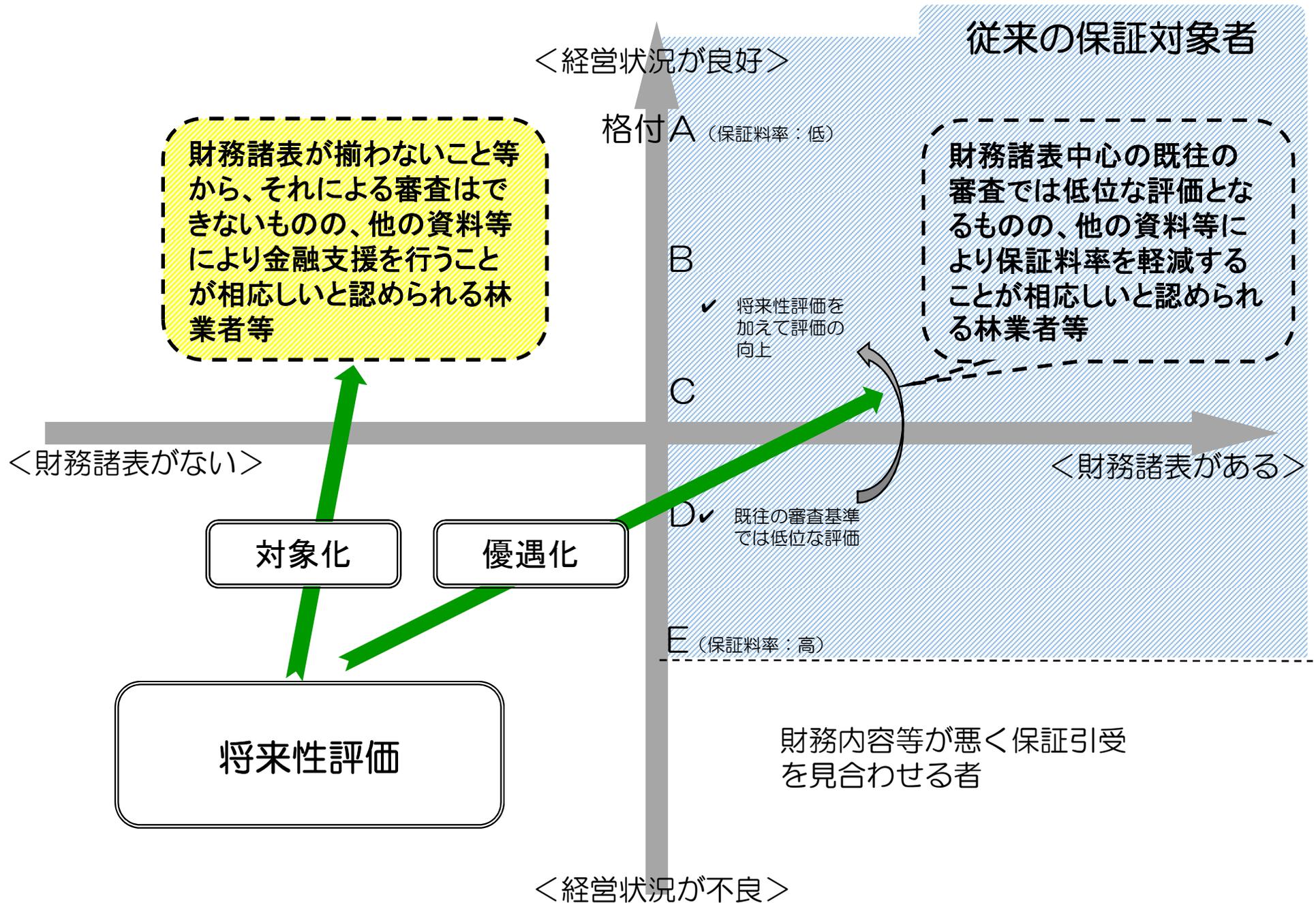
(1) 2019年度

- ① 事業者や金融機関に対するヒアリング調査の結果等を踏まえ、将来性評価の審査項目やその評価基準などを検討。
- ② 新たな保証のベースとなる資金の用途・利率・限度額等の考え方、それに対応する保証料率・担保等の考え方を整理。
- ③ 将来性評価による新たな保証の仕組みについて、林業信用保証の利用に熱心に取り組んでいる地域の金融機関や都道府県と十分に調整し、新たな保証商品として取りまとめ。

(2) 2020年度

将来性評価による新たな保証を特定の都道府県及び金融機関で試行し、その結果を踏まえて、保証内容の見直しを検討。

将来性評価の対象とする林業者等のイメージ



将来性評価の導入に向けた今後の予定

別紙2

